

ハラスメントは 人権侵害です。

ハラスメント(Harassment)とは

いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。
その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が
本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、
尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、
脅威を与えることを指します。

セクシュアル・ハラスメントとは？

セクシュアル・ハラスメントとは、本人が意図する、しないにかかわらず、相手が
不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動
を指します。また、女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決め付
けを行うなどジェンダー(性別)に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がら
せも広義のセクシュアル・ハラスメントとされます。
●ツイッターなどに同級生の性的な噂の書き込みをする。
●教員や職員から頻りに電話やメールがあり、食事などに誘われる。成績などが心
配ではっきりと断れない。

アカデミック・ハラスメントとは？

研究教育の場における権力を利用した嫌がらせです。嫌がらせを意図した場合は
もちろん、上位にある者が意図せずに行った発言・行動も含まれます。
●教員が指導とは関係のない、私的な用事を頼む。
●進路を決めるとき、はっきりとした理由もないのに推薦書を書いてくれない。

パワー・ハラスメントとは？

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を
背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環
境を悪化させる行為をいいます。
●会議の日時を知らせないなど必要な情報を与えない。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラス メントとは？

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度や措置を利用したこと等に関し
て、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを指します。
●妊娠・出産したことに対して上司や同僚から嫌がらせを受けた。



DILIGES DEUM DILIGES PROXIMUM

聖書は、人が「神のかたち」に創られたと語り、
人間の重さを強調します。
聖書はさらに、その重さをもつ人間が自由であることを述べ、
その自由を勝手気ままな利己心ではなく、
互いに仕え合う愛へと向かわせるよう契めています。
神戸女学院は、この心を基盤として、設立されました。
人間の重さ、自由、愛は「愛神愛隣」を永久標語とする
わたしたちが、全てを傾けて学び、支えてゆくテーマです。
そして、その精神の担い手を送り出し、
妨げるものに毅然と「立ち向かう」
勇気を堅くもつ場であり続けることを祈りとしています。
ハラスメントはまさに「立ち向かう」べき対象です。
それは人間の尊厳は言うに及ばず、
互いの信頼関係を踏みにじり、
学院のもっとも基本的な精神を内側から崩壊させる行為です。
したがって神戸女学院はハラスメントを決して許しません。
すべての生徒・学生および教職員が
ハラスメントのない環境で日々を過ごし、
勉学・研究・勤労する権利を保障します。

ハラスメント相談用メールアドレス

zerohara@mail.kobe-c.ac.jp

相談窓口担当者一覧は以下の場所に掲示しています。
・中高部1号館事務室前およびアンジー・クルー記念館1階ロビー
・デフォレスト記念館の事務室前右端、休講掲示の下
学生・教職員はUniversal Passportでも
相談窓口を確認できます。

[学校法人神戸女学院ハラスメント相談の手引き]
〒662-8505 西宮市岡田山4-1 TEL.(0798)51-8500(院長室)
神戸女学院ハラスメント防止委員会発行

ハラスメント相談の手引き

STOP! HARASSMENT!

この手引書は、本学の生徒/学生・教職員の相互の信頼にもとづく
人間関係と学内環境を維持するためのものです。ハラスメントの被害
を受けたと感じたら、この手引書にもとづいてすぐに相談してください。

ご相談ください。

あなたのプライバシーと秘密は
厳守します。

相談や証言したことで、
不利益を被ることは
決してありません。

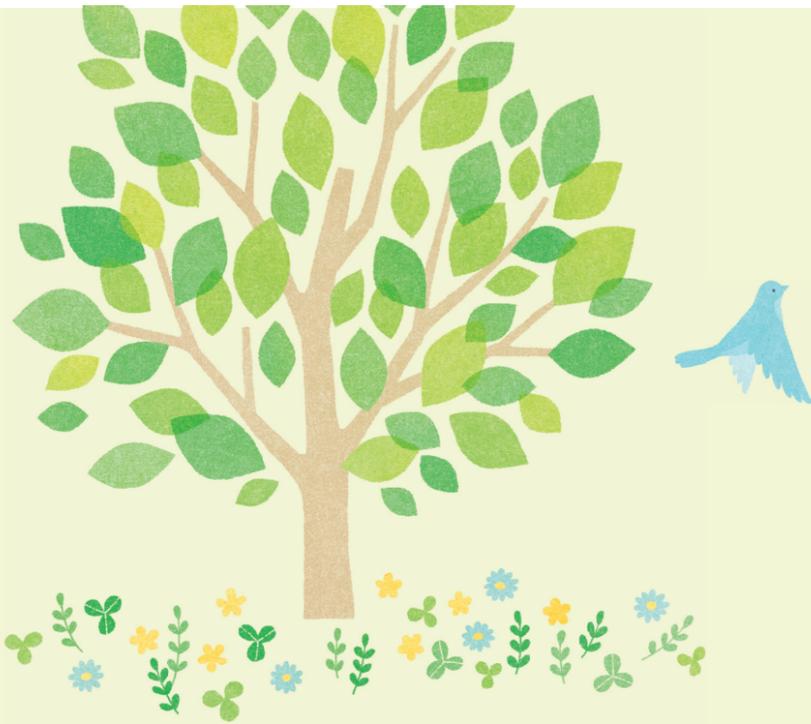
授業時間外の被害についても相談できます。
キャンパスの外で起こった被害についても相談できます。
ハラスメントの加害者として疑われた場合も相談できます。

神戸女学院では、さまざまな
ハラスメントを解決するための
手続きなどを、規程を設けて
詳細に定めています。

規程の全文は、学生生活支援センターまたは
中高部事務室で入手できます。



神戸女学院



ハラスメントを受けたと感じたら ひとりで 悩まないで！

できれば相手に
「嫌だ」という
気持ちを
伝えましょう

できるだけ意思を伝えましょう。
でも、他人に抗議や注意をする
のは、勇気のいることです。
その場で何も言えなかったとし
ても、自分を責める必要はあり
ません。

信頼できる人に
相談しましょう

友人など、周囲に信頼できる人
がいれば、ひとりで悩まないで
相談しましょう。

ハラスメントを見たり
聞いたりしたら

もし、ハラスメントの現場に居
合わせたり、相談を受けたとき
には、親身に話を聞いてあげま
しょう。必要なら証人になる、
いっしょに相談窓口へ行くな
ど、できるだけ力になってあげ
ましょう。

被害の詳しい
記録をとって
おきましょう

被害にあった日時、場所、状況、
あなたの対応などについて、でき
るだけ記録や証拠（メール、
FAX、手紙、メモ、留守電など
も）を残しておきましょう。

相談窓口
に行きましょう

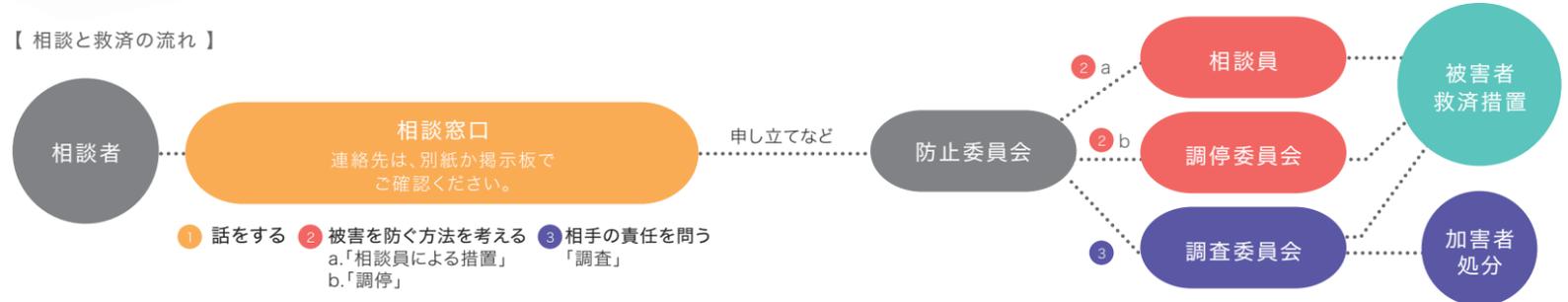
学院では、教職員6名と、外部専
門家2名からなる相談窓口を設
けています。あなたが希望する
窓口担当者に連絡してください。
当事者以外の代理人による相談
や、友人の被害についての第三
者による相談も受け付けます。
窓口担当者の氏名・連絡先は別
紙の通りです。Universal Pass
portでも確認できます。

(大学生・大学教職員)

相談窓口に行ったら・・・ どんな解決方法があるのか？

相談窓口では、解決方法を考える手助けをします。
いくつかの方法がありますから、一緒に考えましょう。

【相談と救済の流れ】



1 話をする

とにかく誰かに伝えておきたいというとき、まずは話をしにきて
ください。話をするだけにとどめることもできます。電話やメール
などでの相談も受け付けています。

不快なことがあったら、できるだけ早く相談してみてください。
解決もしやすくなります。

2 「被害」を防ぐ方法を考える

たとえば… ●相手に不快に思っていることを伝え、注意を促す
●謝罪を求める
●授業を受けるのに支障が出ないように、方法を考える

こうした解決を望む場合は、相談内容に応じて、2名の相談員を選出し対応に
あたる方法[a]と、「調停」を申し立てる[b]のどちらかを選ぶことができます。
※「調停」とは、「救済措置」を考え、それについて両者の合意を目指すものです。

3 相手の責任を問う

聞き取りなどさまざまな証拠集めをし、事実を明らかにするための
「調査」をします。外部の専門家を含めた調査委員会がつくら
れ、問題の解決にあたります。加害が確認された場合には、加害
者は神戸女学院教職員就業規則による処分の対象とされます。

このほか、希望する人には、カウンセリングの紹介をします。どのような解決
方法を望んでも、同時にカウンセリングを受けることができます。